

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 発電用原子炉設置変更許可申請

【本社対策本部の活動拠点及び発電所外通信連絡先の追加】

2026年9月10日
東京電力ホールディングス株式会社

- 2026年6月9日に開催された第1412回審査会合において、当社は、柏崎刈羽原子力発電所の設置変更許可申請（原子力施設事態即応センターの2拠点化）の概要を説明。
- その中で、以下のご指摘を頂いた。

○本申請の変更内容について、本文十号のみが変更内容とされているが、本社対策本部を2拠点とする場合、先行審査実績においては通信連絡等の本文五号にも関連する記載がなされている。一方で、本申請ではこれらの関連条文が抽出されておらず、本文五号が変更内容に含まれていない。このため、本申請に必要な変更内容及び対象条文の整理を図った上で、改めて概要から説明すること。



今回、本申請の変更内容及び対象条文を再度整理し、改めて概要から説明させて頂くもの。

1. 設置変更許可申請について
2. 設置許可基準規則への適合性
3. 重大事故等時の技術的能力審査基準への適合方針
4. スケジュール

1. 設置変更許可申請について

- さらなる原子力安全向上を図るべく、発災時における対応力向上に繋げるため、本社対策本部の活動拠点を本社（東京）に加え、柏崎新本社事務所にも設置する。
 - ✓ 社内外への情報共有等の役割を担う防災要員が発電所近くで勤務することで、現場に出向する機会が増えることにより、平時よりプラント状態の理解や現場実態の把握が強化される。これにより社内への正確な情報共有ができるようになり、本社対策本部におけるより正確な状況判断・進展評価等の事故対応力が向上するとともに、社外に対してより正確に現場状況を説明ができるようになる。
 - ✓ 発電所の立地地域で勤務・居住することによって、平時より発電所周辺の地理的状況や地域の災害特性（例：ヘリポート位置や津波浸水想定区域等）の理解が深まり、発災時においてもこれまで以上に実態に即した発電所外部からの支援が可能。

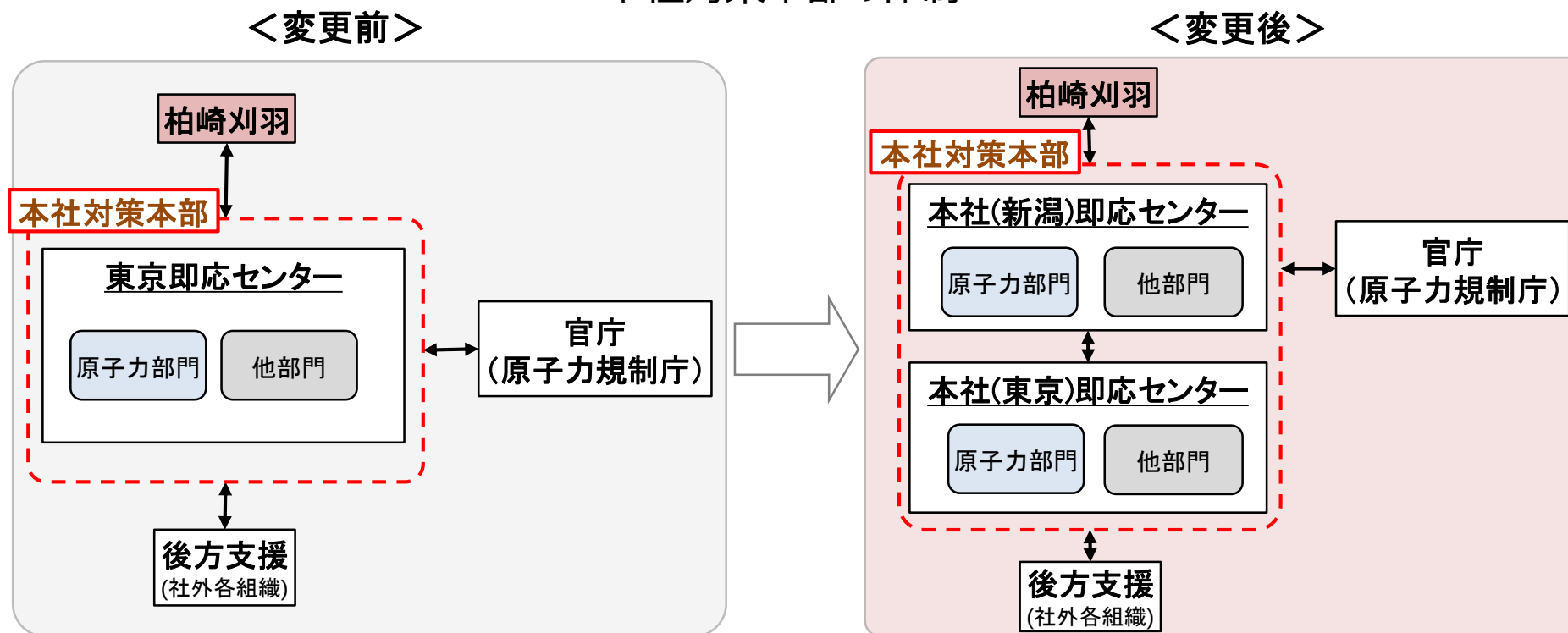


本社対策本部の活動拠点到本社（新潟）を追加することにより、通信連絡設備の発電所外通信連絡先の追加及び発電所支援組織に係る体制の整備を変更することから、設置変更許可を申請。

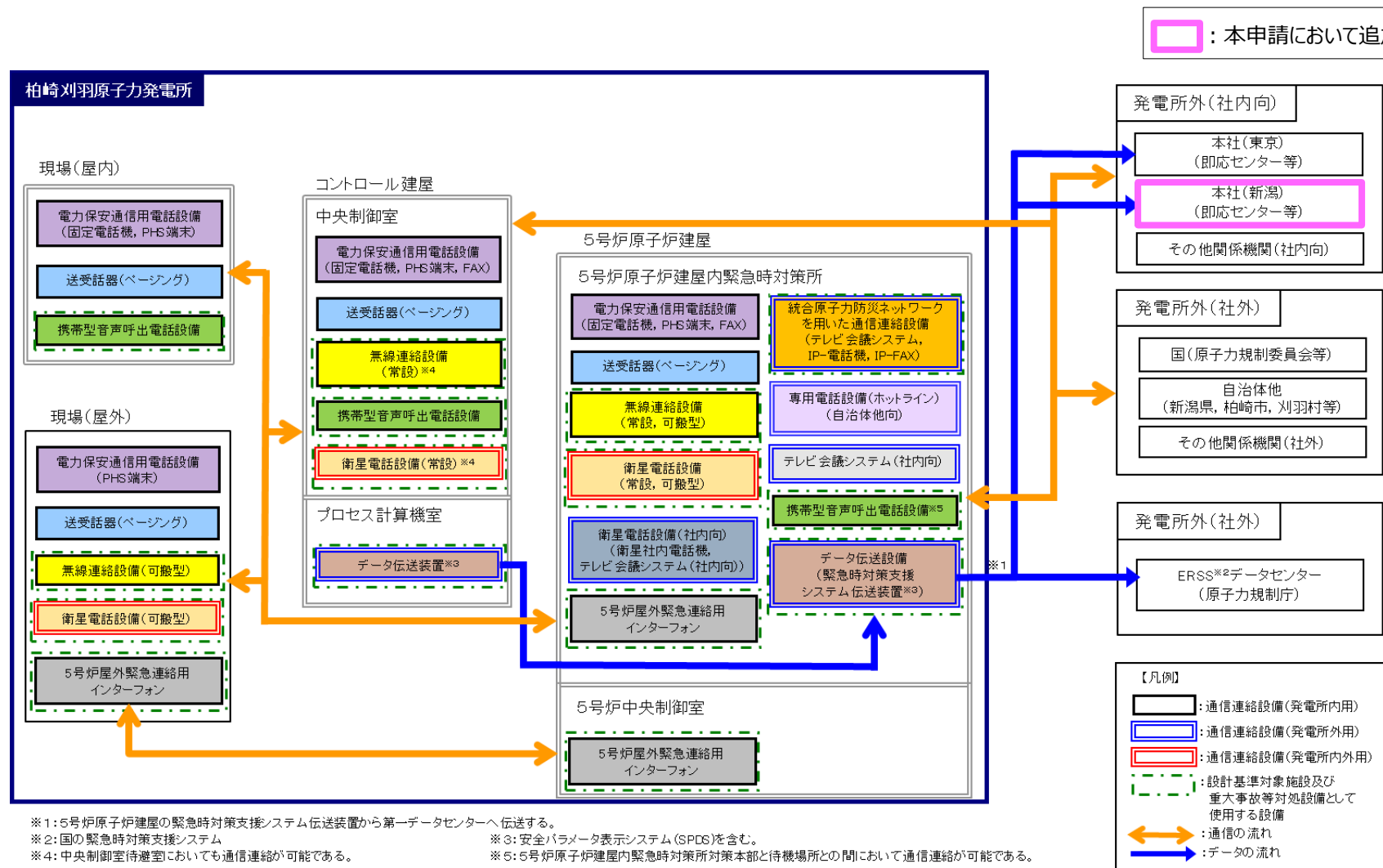
なお、本申請において、保安に関する組織・職務、及び原子力事業に関する責任や権限に変更はない。

- 発電所外部の支援組織である本社対策本部の活動拠点に本社（新潟）の原子力施設事態即応センターを追加し、社長を本部長とする本社対策本部として2拠点一体での体制に変更し、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援を行う。
- 本社(新潟)及び本社(東京)の原子力施設事態即応センター間は、TV会議等で常時情報連携する。

本社対策本部の体制



- 本社対策本部の活動拠点の追加に伴い、通信連絡設備の発電所外の通信連絡先に本社（新潟）を追加する。



通信連絡設備の概要

申請内容を再整理した結果、本申請において、以下の申請書記載事項を変更することに見直し、今後補正にて反映させていただく。（下線部：当初申請からの変更）

【申請書において変更する記載事項】

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

【変更理由】

- 発電所外部の支援組織である本社対策本部の活動拠点に、東京の原子力施設事態即応センターに加え、新潟の原子力施設事態即応センターを追加
- 発電所外の通信連絡先の追加に伴い、通信連絡設備に係る記載を変更

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

変更前	変更後
□ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な事項, (i), a. (ad) 通信連絡設備（抜粋） 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。	□ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な事項, (i), a. (ad) 通信連絡設備（抜粋） 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社（新潟）、本社（東京）、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。
ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vi)緊急時対策所（抜粋） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。 (vii)通信連絡設備（抜粋） 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。	ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vi)緊急時対策所（抜粋） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、中央制御室、屋内外の作業場所、本社（新潟）、本社（東京）、国、自治体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。 (vii)通信連絡設備（抜粋） 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社（新潟）、本社（東京）、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項
 ハ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力

(i) 重大事故等対策

d. 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備

(c) 体制の整備

変更前	変更後
(c-9) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、東京本社の原子力施設事態即応センターに設置する本社の原子力警戒本部又は緊急時対策本部（以下「本社対策本部」という。）、国、関係自治体等の発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する。	(c-9) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、本社（新潟）及び本社（東京）の原子力施設事態即応センターに設置する本社の原子力警戒本部又は緊急時対策本部（以下「本社対策本部」という。）、国、自治体等の発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する。
(c-10) 重大事故等時に、発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。 発電所における原子力警戒態勢又は緊急時態勢発令の報告を受け、本社における原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに発電所外部の支援組織である本社対策本部を設置する。 本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社（全社とは、東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社のことをいう。）での体制とし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。	(c-10) 重大事故等時に、発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。 発電所における原子力警戒態勢又は緊急時態勢発令の報告を受け、本社における原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合、速やかに本社（新潟）及び本社（東京）の原子力施設事態即応センターに発電所外部の支援組織である本社対策本部を設置する。 本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社（全社とは、東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社のことをいう。）での体制とし、本社（新潟）及び本社（東京）の原子力施設事態即応センターの要員が一体となって災害対策活動を行うことで、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。

※上記の他、本文十号の表（重大事故等対策の手順の概要等）において、発電所外の通信連絡先の記載について、通信連絡先が2拠点となることを明確化する。（「本社」→「本社（新潟）、本社（東京）」）

2. 設置許可基準規則への適合性

- 本社対策本部の活動拠点の2拠点化に伴い、通信連絡設備の発電所外等への通信連絡先として本社（新潟）を追加することに関して、関係する基準規則への適合状態に対する影響の有無を確認する。
- 本申請に関係がある条文を整理した結果は以下のとおり。

条	見出し	関係性
第1条	適用範囲	×
第2条	定義	×
第3条	設計基準対象施設の地盤	○
第4条	地震による損傷の防止	○
第5条	津波による損傷の防止	○
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	○
第7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○
第8条	火災による損傷の防止	○
第9条	溢水による損傷の防止等	○
第10条	誤操作の防止	○
第11条	安全避難通路等	○
第12条	安全施設	○
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	×
第14条	全交流動力電源喪失対策設備	×
第15条	炉心等	×
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	×
第17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×
第18条	蒸気タービン	×
第19条	非常用炉心冷却設備	×
第20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	×
第21条	残留熱を除去することができる設備	×
第22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	×
第23条	計測制御系統施設	×
第24条	安全保護回路	×
第25条	反応度制御系統及び原子炉制御系統	×
第26条	原子炉制御室等	×
第27条	放射性廃棄物の処理施設	×
第28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	×
第29条	工場等周辺における直接線等からの防護	×
第30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	×
第31条	監視設備	×
第32条	原子炉格納施設	×
第33条	保安電源設備	×
第34条	緊急時対策所	●
第35条	通信連絡設備	●
第36条	補助ボイラー	×

条	見出し	関係性
第37条	重大事故等の拡大の防止等	×
第38条	重大事故等対処施設の地盤	○
第39条	地震による損傷の防止	○
第40条	津波による損傷の防止	○
第41条	火災による損傷の防止	○
第42条	特定重大事故等対処施設	×
第43条	重大事故等対処設備	○
第44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×
第45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×
第46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×
第47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×
第48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×
第49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×
第50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×
第51条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×
第52条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×
第53条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×
第54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×
第55条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×
第56条	重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	×
第57条	電源設備	×
第58条	計装設備	×
第59条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×
第60条	監視測定設備	×
第61条	緊急時対策所	●
第62条	通信連絡を行うために必要な設備	●

凡例

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであるが、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

第34条 緊急時対策所

工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。

適合のための設計方針（抜粋）

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために、送受話器（警報装置を含む）、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。

第61条 緊急時対策所

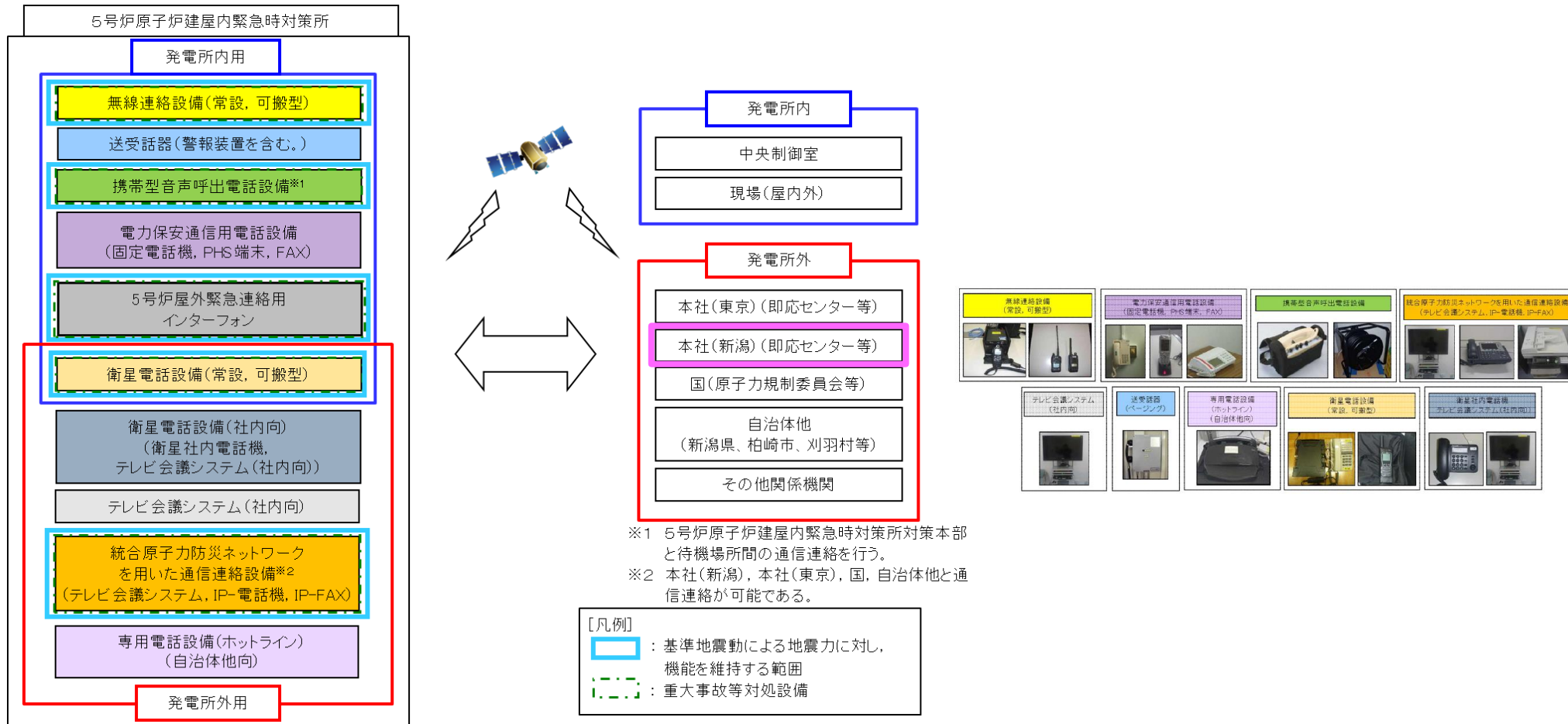
第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。

三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。

適合のための設計方針（抜粋）

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、中央制御室、屋内外の作業場所、本社（新潟）、本社（東京）、国、自治体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。

- テレビ会議システム，専用電話設備，衛星電話設備（社内向），衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は，本社（新潟）を含む発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる設計とする。



緊急時対策所における通信連絡設備の概要

第35条 通信連絡設備

- 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。

適合のための設計方針（抜粋）

設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社（新潟）、本社（東京）、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。

通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

また、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

第62条 通信連絡を行うために必要な設備

発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。

適合のための設計方針（抜粋）

重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。

重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。

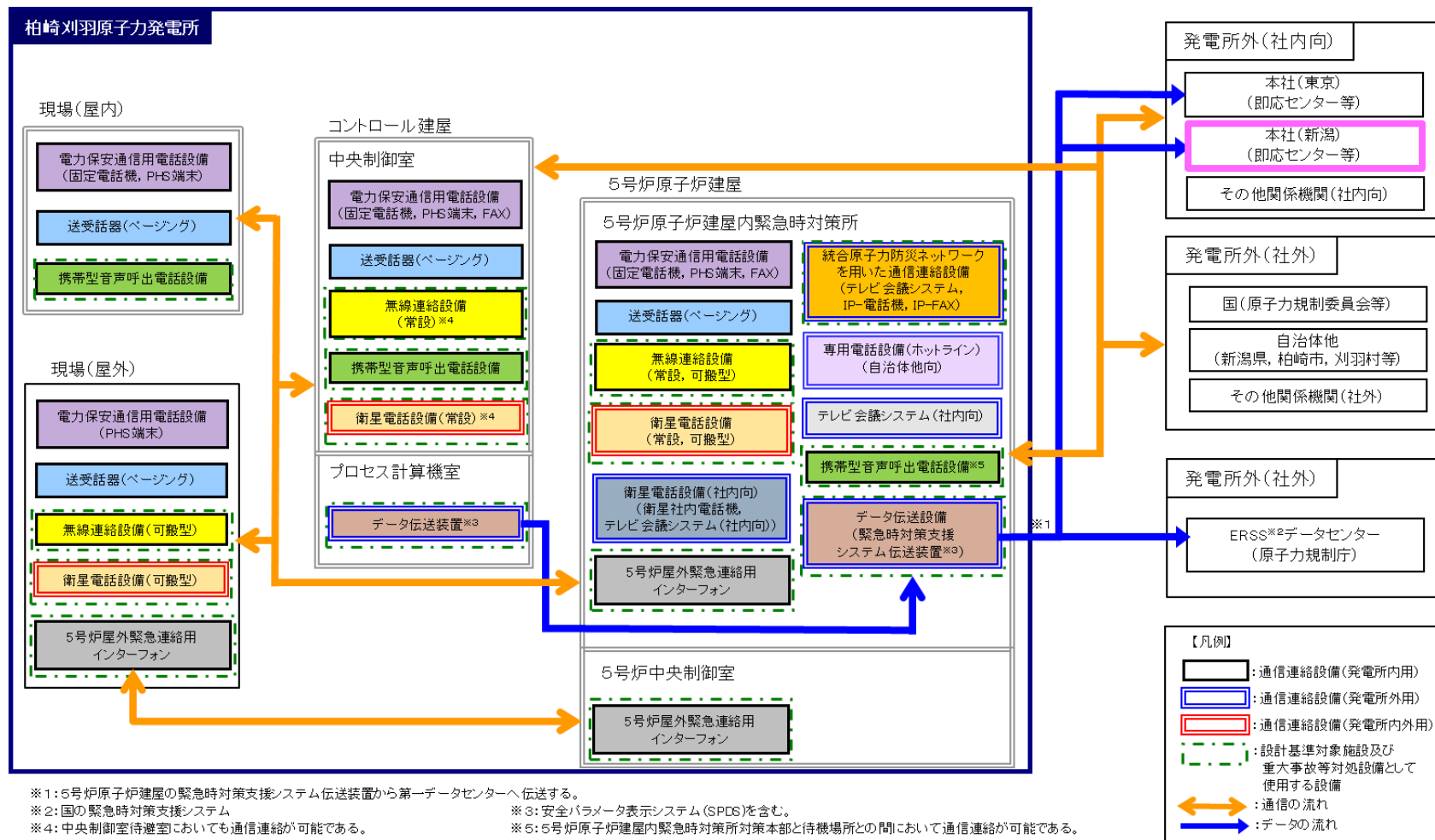
衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。

重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。

データ伝送設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。なお、緊急時対策支援システム伝送装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）の緊急時対策支援システム伝送装置と同じである。

➤ 発電所内及び発電所外の通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置する。

- 通信連絡設備（発電所内）：中央制御室等から建物内外箇所の者に対し、必要な操作、作業又は待避の指示等の連絡を行う。
- 通信連絡設備（発電所外）：発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。
- 安全パラメータ表示システム（SPDS）：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送する。
- データ伝送設備：発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等への必要なデータを伝送する。



通信連絡設備の概要

- 発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

多様性を確保した音声等による通信回線

通信回線種別		主要設備		機能	専用	通信の制限※1
電力保安通信用回線※2	有線系回線 (光ファイバ)	テレビ会議システム	テレビ会議システム (社内向)	テレビ会議	○	◎
通信事業者回線	衛星系回線	衛星電話設備	衛星電話設備 (常設, 可搬型)	電話	—	○
		衛星電話設備 (社内向)	テレビ会議システム (社内向)	テレビ会議	○	◎
			衛星社内電話機	電話	○	◎
	有線系回線	専用電話設備 (ホットライン) (自治体他向)	専用電話設備	電話	○	◎
通信事業者回線 (統合原子力防災 ネットワーク)	有線系回線 (光ファイバ)	統合原子力防災 ネットワークを用いた 通信連絡設備	IP-電話機	電話	○	◎
			IP-FAX	FAX	○	◎
			テレビ会議システム	テレビ会議	○	◎
			IP-電話機	電話	○	◎
	衛星系回線		IP-FAX	FAX	○	◎
			テレビ会議システム	テレビ会議	○	◎

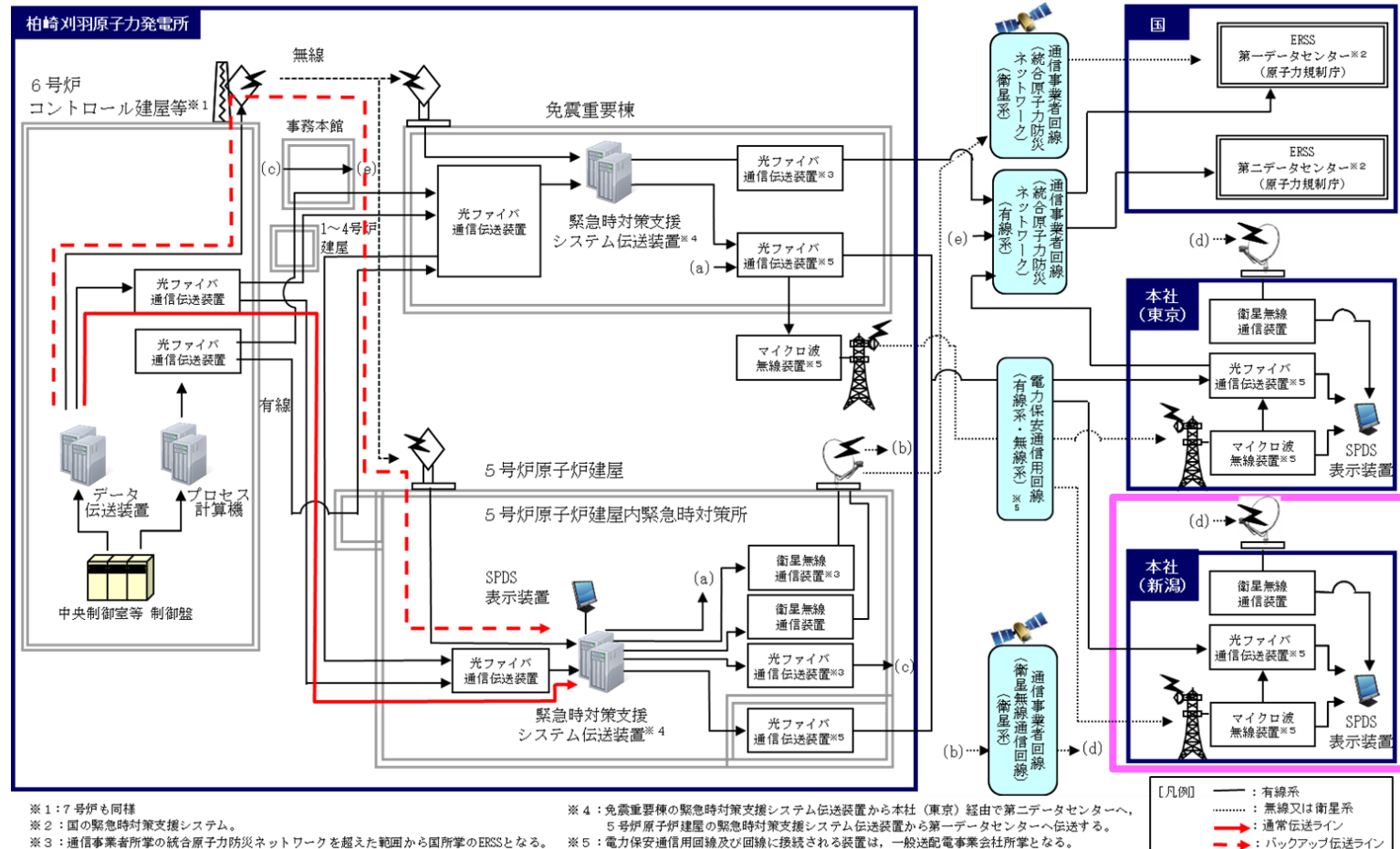
※1：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時の通信事業者による通信規制を想定

※2：電力保安通信用回線及び回線に接続される装置は、一般送配電事業会社所掌となる。

【凡例】・専用 ○：専用回線
—：非専用回線

・輻輳 ◎：制限なし
○：制限のおそれが少ない
×：制限のおそれがある

- データ伝送設備は、データ伝送装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線（有線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。



データ伝送設備の多様性

- データ伝送設備については，有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

多様性を確保した必要なデータを伝送できる通信回線

通信回線種別		主要設備		機能	専用	通信の制限※1
電力保安通信用回線※2	有線系回線 (光ファイバ)	データ伝送設備	緊急時対策支援 システム伝送装置	データ伝送	○	◎
通信事業者回線	衛星系回線					
通信事業者回線 (統合原子力防災ネット ワーク)	有線系回線 (光ファイバ)					
	衛星系回線					

※1：通信の制限とは，輻輳のほか，災害発生時の通信事業者による通信規制を想定

※2：電力保安通信用回線及び回線に接続される装置は，一般送配電事業会社所掌となる。

【凡例】・専用 ○：専用回線
－：非専用回線

・輻輳 ◎：制限なし
○：制限のおそれが少ない
×：制限のおそれがある

3. 重大事故等時の技術的能力審査基準への適合方針

- 本社対策本部の活動拠点の2拠点化及び通信連絡設備の発電所外等への通信先として本社（新潟）を追加することに関して、重大事故等時の技術的能力審査基準への適合状態に対する影響を有無を確認する。
- 本申請に関係がある要求事項を整理した結果は以下のとおり。

- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設・体制に関係はあるものであるが、変更申請の内容に関係しないもの
- ×：変更申請対象施設・体制に関係がないもの

技術的能力審査基準	関係性
1.0 共通事項	
(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項	
①切替えの容易性	×
②アクセスルートの確保	
(2) 復旧作業に係る要求事項	
①予備品等の確保	×
②保管場所	
③アクセスルートの確保	
(3) 支援に係る要求事項	○
(4) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備	●

技術的能力審査基準	関係性
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	×
1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	×
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	×
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	×
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	×
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	×
1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	×
1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等	×
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	×
1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	×
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	×
1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	×
1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	×
1.14 電源の確保に関する手順等	×
1.15 事故時の計装に関する手順等	×
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	×
1.17 監視測定等に関する手順等	×
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	●
1.19 通信連絡に関する手順等	●
2.1 可搬型設備等による対応	●
2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備	●

重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針

(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備

- i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、適宜工場等の内外の組織へ通報及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方針であること。

適合のための方針

支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、本社（新潟）及び本社（東京）の原子力施設事態即応センターに設置する本社の原子力警戒本部又は緊急時対策本部（以下「本社対策本部」という。）、国、自治体等の発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する。発電所対策本部の支援組織は、本社対策本部と発電所対策本部間において、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。また、報道発表及び外部からの問い合わせ対応等については、本社対策本部で実施し、発電所対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行うことができる体制を整備する。

重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針

(4) 手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備

- j) 発電用原子炉設置者において、工場等外部からの支援体制を構築する方針であること。
- k) 発電用原子炉設置者において、重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であること。

適合のための方針

重大事故等時に、発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。

発電所における原子力警戒態勢又は緊急時態勢発令の報告を受け、本社における原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合、速やかに本社（新潟）及び本社（東京）の原子力施設事態即応センターに発電所外部の支援組織である本社対策本部を設置する。

本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社（全社とは、東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社のことをいう。）での体制とし、本社（新潟）及び本社（東京）の原子力施設事態即応センターの要員が一体となって災害対策活動を行うことで、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。

本社対策本部は、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓から原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。

本社対策本部長は、原子力災害対策特別措置法第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を指示する。本社対策本部は、あらかじめ選定している施設の候補の中から、放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な要員を派遣するとともに、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料及び資機材等の支援を実施する。

また、本社対策本部は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。

重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。

重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備する。

また、重大事故等時に、機能喪失した設備の補修を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、福島第一原子力発電所における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する。

重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順書等

発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

適合のための方針

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替交流電源設備からの給電に関する手順等を整備する。



1.18については、本社通信連絡先が2拠点になることを追記するものである。発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用法等、必要な手順の詳細は「1.19通信連絡に関する手順等」に包含される。

重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針

1.19 通信連絡に関する手順等

発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

適合のための方針

重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行う手順等を整備する。

重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針

2.1 可搬型設備等による対応

発電用原子炉設置者において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合における体制の整備に関し、以下の項目についての手順書が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。また、当該手順書にしたがって活動を行うための体制及び資機材が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

- 1 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- 2 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- 3 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
- 4 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- 5 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備

発電用原子炉設置者において、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

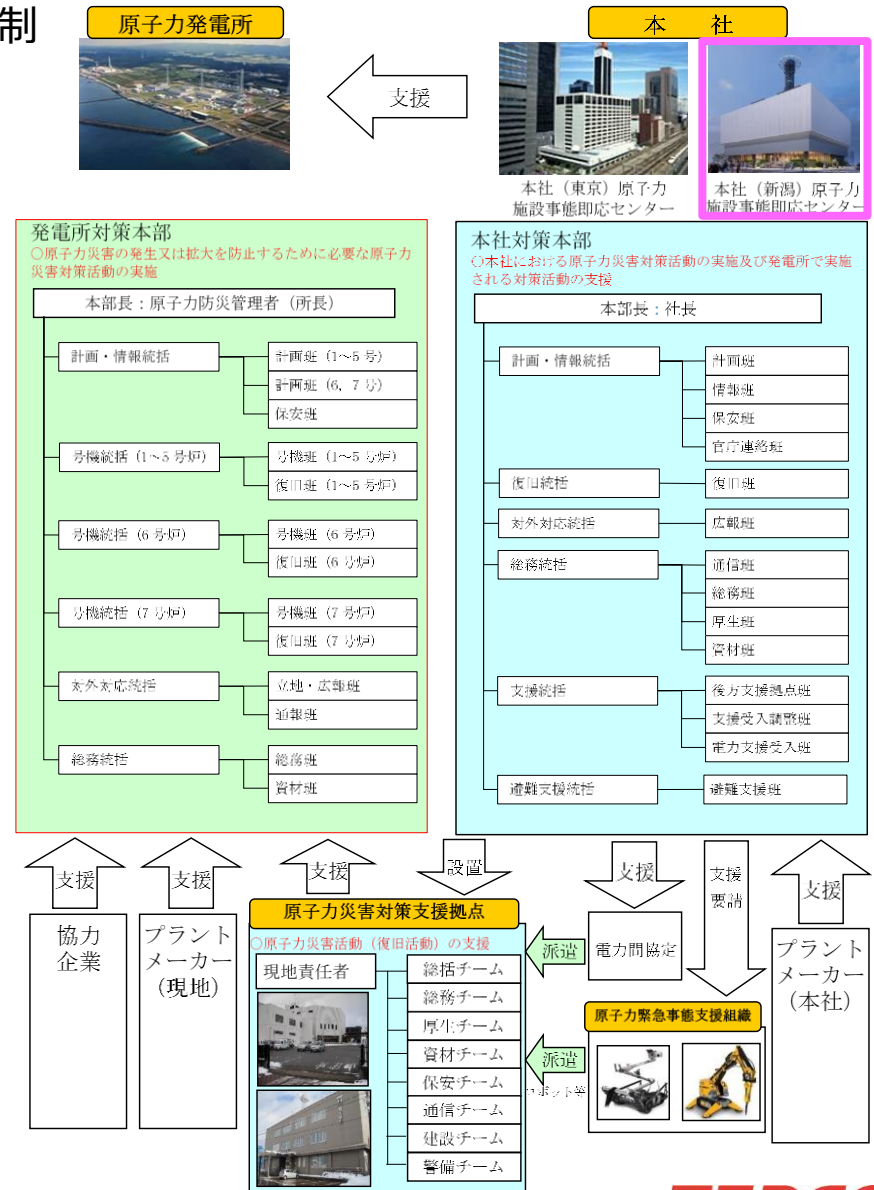
本申請に関連する適合のための方針として、大規模損壊発生時及び原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる重大事故等時における本社対策本部の設置による発電所への支援体制は、「技術的能力審査基準1.0共通事項 (4) 手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備」で整備する支援体制と同様である。

(4) 手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備

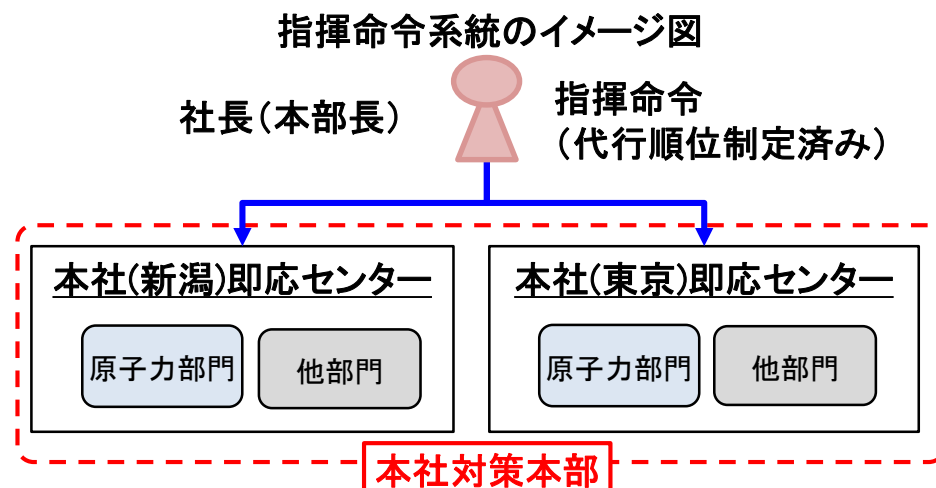
- j) 発電用原子炉設置者において、工場等外部からの支援体制を構築する方針。
- k) 重大事故等の中長期的な対応に備えた体制の整備

- 本社対策本部は、本社(新潟)及び本社(東京)の原子力施設事態即応センターに設置。
- 柏崎刈羽発災時、本社対策本部は「本社(新潟)及び本社(東京)」で1つの本部として活動を行う方針。
- 活動拠点が本社(新潟)及び本社(東京)の原子力施設事態即応センターの2拠点となるが、TV会議等で常時情報連携することで、これまでと同等の発電所支援体制を整備する方針。
- 重大事故等にいたり中長期的な対応においても、体制に変更なし。
- 本社(新潟)の原子力施設事態即応センターは柏崎刈羽原子力発電所のU P Z圏内に設置するため、当該即応センターが使用出来ない場合の運用を整備。

□: 本申請による既許可からの変更箇所

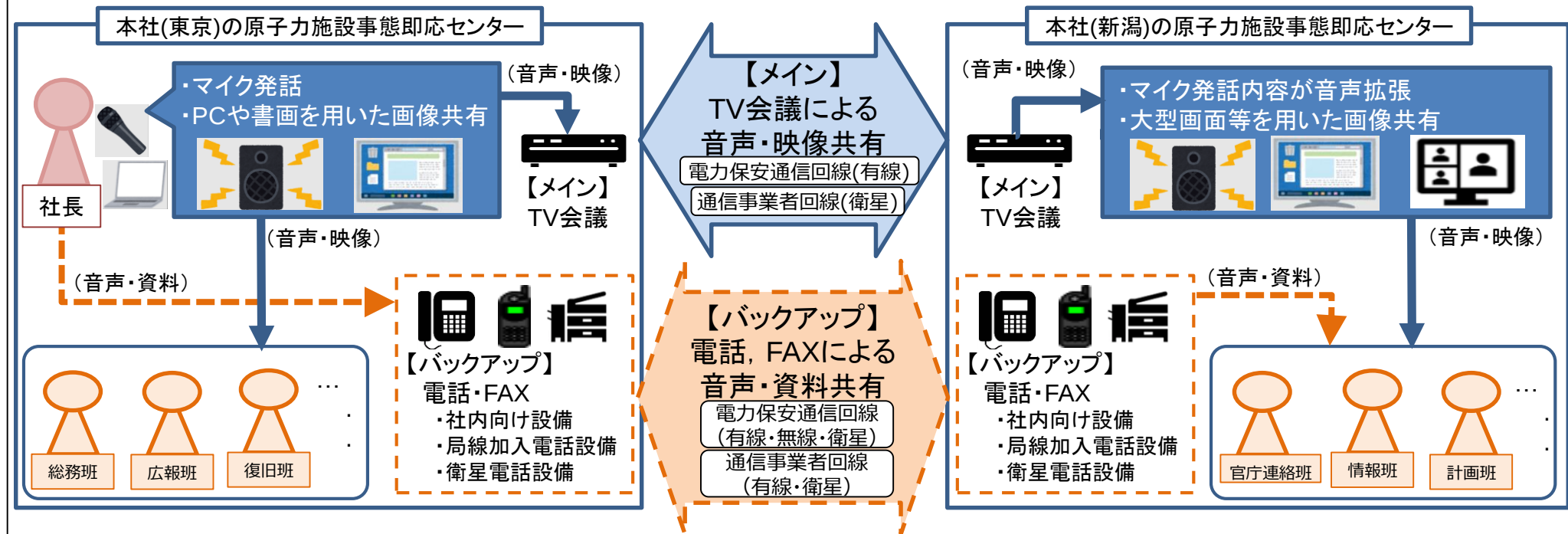


- 本社対策本部長である東京電力ホールディングス社長（以下「社長」という）の緊急時対応については以下を基本とする。
 - ・社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担うことから、本社対策本部における指揮命令系統のトップとして対応を行う。
 - ・具体的な活動拠点については、原子力緊急事態発令時点での社長の所在場所を基準とし、本社(新潟)の原子力施設事態即応センターと本社(東京)の原子力施設事態即応センターのうち、建物及び通信機能の健全性が確保されており、かつ交通状況等を踏まえ、より早期に参集可能な原子力施設事態即応センターを活動場所とする。
初動における指揮命令系統の連続性を維持する観点から社長は初期の活動場所から移動せず、1箇所で活動を行うことを基本とする。
 - ・対応が長期化した場合の交代や移動等で一時的に社長が指揮命令ができない際は、あらかじめ定めた順位に従い本社対策本部の副本部長がその職務を代行する。（社長との連絡手段は常時確保できるようにする）
 - ・社長は、原子力災害と一般災害が同時に発生した場合は原子力災害の対策本部長を優先させることを社内規定に明記済。（一般災害の対策本部長は社長とは別の者が行う）



- 社長からの指揮命令・本社対策本部内の情報伝達については、
- ・ 社長が執務する原子力施設事態即応センター内は、マイクによる発話やPCや書画を大型モニタに映写することで全要員へ情報共有が可能。
- ・ もう一方の原子力施設事態即応センターにおいても、TV会議等の音声・映像共有手段を用いて連携、音声は室内で拡張され、映像は大型モニタ等で映写されるため全要員への情報共有可能。(バックアップ手段として電話・FAXも配備)

社長からの指揮命令、情報伝達の流れ (社長が本社(東京)の原子力施設事態即応センターにいる場合)



社長が本社(新潟)の原子力施設事態即応センターにいる場合や、社長不在時に副本部長が代行する場合も、同様の設備があるため上記同様の情報伝達が可能。

- 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために使用する設備を使用する手順については、既許可で適合性が確認されている内容から変更はない。

＜発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等＞

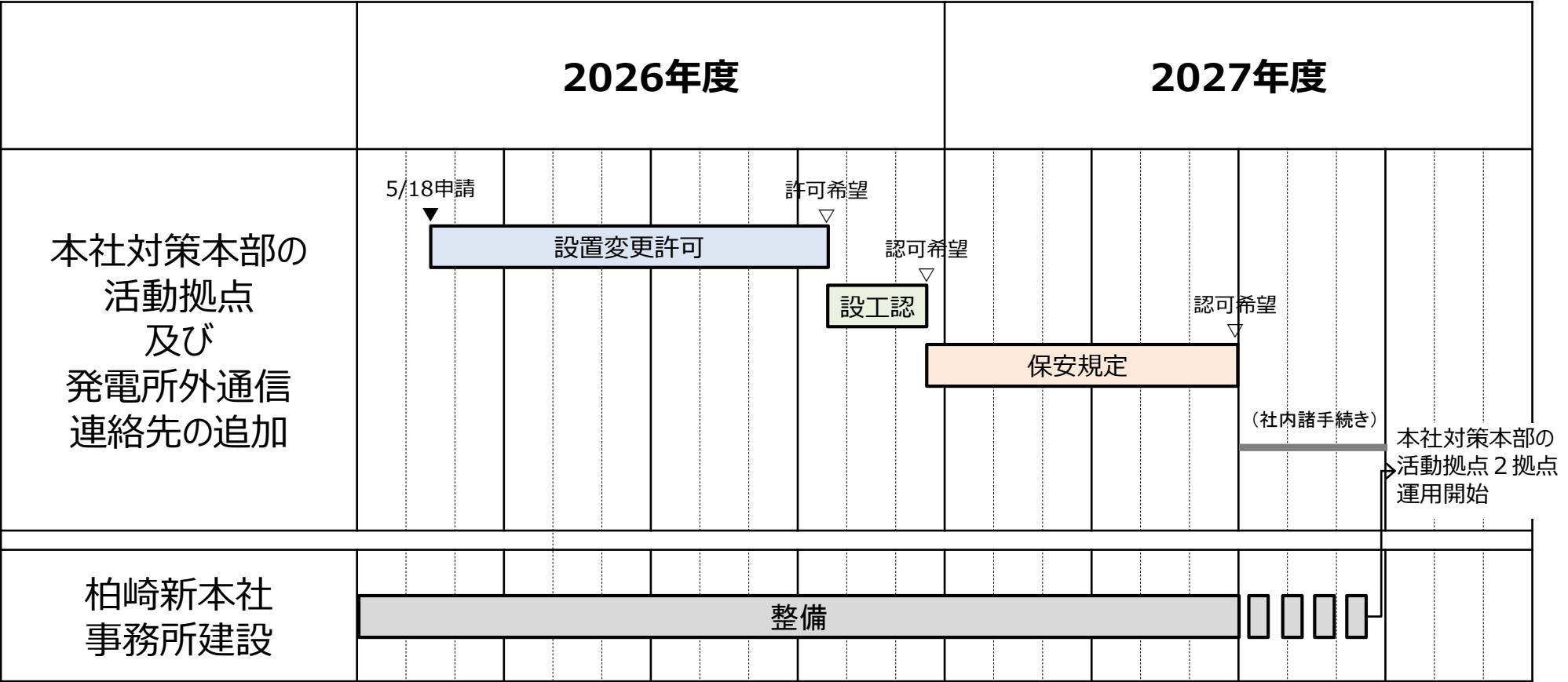
重大事故等対処設備（※）	手順の概要
衛星電話設備（常設）	一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。
衛星電話設備（可搬型）	一般の携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム：テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とし、リモコン操作により、通信先と接続する。 IP－電話機：一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。 IP－FAX：一般のFAXと同様の操作により、通信先の電話番号等をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。
データ伝送設備（緊急時対策支援システム伝送装置）	常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。
自主対策設備	手順の概要
テレビ会議システム	テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とし、リモコン操作又は端末操作により、通信先と接続する。
衛星電話設備（社内向）	衛星社内電話機：一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。 テレビ会議システム（社内向）：テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とし、リモコン操作又は端末操作により、通信先と接続する。

※：発電所外（社外：自治体、その他関係機関等）への連絡手段である「専用電話設備（ホットライン）」は記載省略

4. スケジュール

4. 設置変更許可申請以降の全体工程

➤ 本社対策本部の活動拠点及び発電所外通信連絡先の追加については，以下に示すスケジュールで計画している。



参考

- 当社は、柏崎刈羽原子力発電所で発生した一連の不適切事案※1を踏まえ、本社・発電所の一体運営強化のため、柏崎刈羽原子力発電所に必要な本社機能移転に取組中
- 柏崎駅周辺における200名規模の執務室として、柏崎新本社事務所を建設中

※1：IDカード不正使用、核物質防護設備の機能の一部喪失、安全対策工事の一部未完了

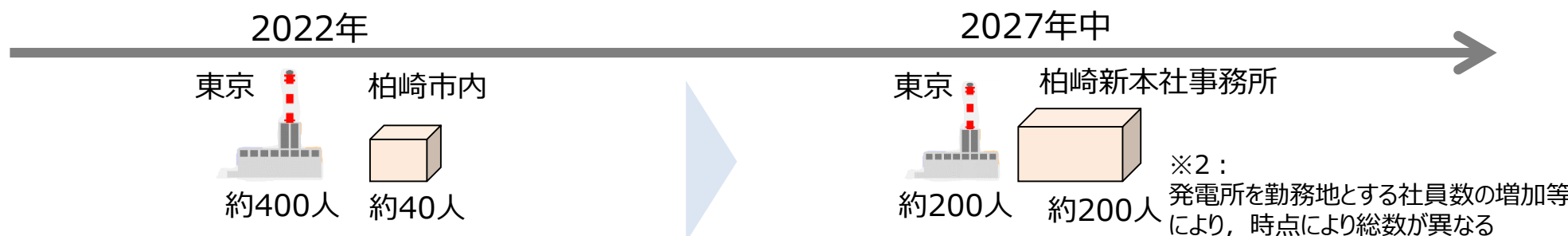
【背景】

- 2020年から2021年にかけ、IDカード不正使用や、核物質防護設備の機能の一部喪失の事案が発生
 - 「リスク認識の弱さ」「現場実態の把握の弱さ」「組織として是正する弱さ」を根本原因として特定
 - 安全文化面でも同様の問題が生じていないかを評価し、「現場重視の姿勢の弱さ」を課題として確認
- 同時期に、7号機安全対策工事の一部未完了の問題が発生
 - 「組織間の連携の一部不備」「当社・メーカ間の連携の一部不備」を問題点として確認



【目指す姿（本社機能移転による効果）】

- **現場実態の把握が強化**されることで、発電所が抱える課題に対して**発電所と本社が一体的に対応**
- 発電所と本社の社員が協働で地域共生活動等を実施するなど、**地域の声に直接触れる機会の増加**



原子力・立地本部の移転概要※2

- 主に日常的に発電所の管理・支援を担う機能を中心に、柏崎新本社事務所への移転を計画
- なお、中長期的な要員の計画・管理や、土木・建築・電気・機械設備の基本設計を担う本社機能等については、東京に残置する方向

柏崎刈羽原子力発電所の保安に関する組織・職務 (原子炉施設保安規定 第4～5条より関係個所を抜粋)

【本社】

社長 — 管理責任者
(原子力・立地本部長)

原子力・立地本部

原子力安全・統括部

管理責任者の補佐
安全・品質の管理に関する業務
要員の計画・管理に関する業務

原子力運営管理部

原子力発電所の運転及び
施設管理に関する業務

原子力設備管理部

原子力発電設備の改良及び
設計管理に関する業務

...

柏崎新本社事務所への 移転を計画する主な機能

日常的に柏崎刈羽原子力発電所の
管理・支援を担う機能等を移管

- ・ 経営補佐
- ・ 安全・品質管理
- ・ 品質方針・業務計画
- ・ リスク管理
- ・ 不適合管理
- ・ 運転計画
- ・ 運転支援
- ・ 保守管理
- ・ 放射線管理
- ・ 作業安全
- ・ 工程管理
- ・ 設備診断, 等

※既に移転済みのものを含む

項目	仕様
所在地	新潟県柏崎市駅前2丁目2-30(柏崎エネルギーホール跡地)
構造	地上5階建(免震構造) 1階:鉄骨鉄筋コンクリート造,基礎免震 2階:鉄骨鉄筋コンクリート造 3~5階:鉄骨造
発電所からの方位・距離	南南西方向 約8km
床面積	【延べ面積】約6000㎡ 【原子力施設事態即応センター(緊急時対策室)】約500㎡(2階)
その他	・「防災業務計画等命令及び内規」に基づき設備を配備予定 ・国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」I類相当(大地震後,構造体の補修をすることなく建築物を使用)の性能

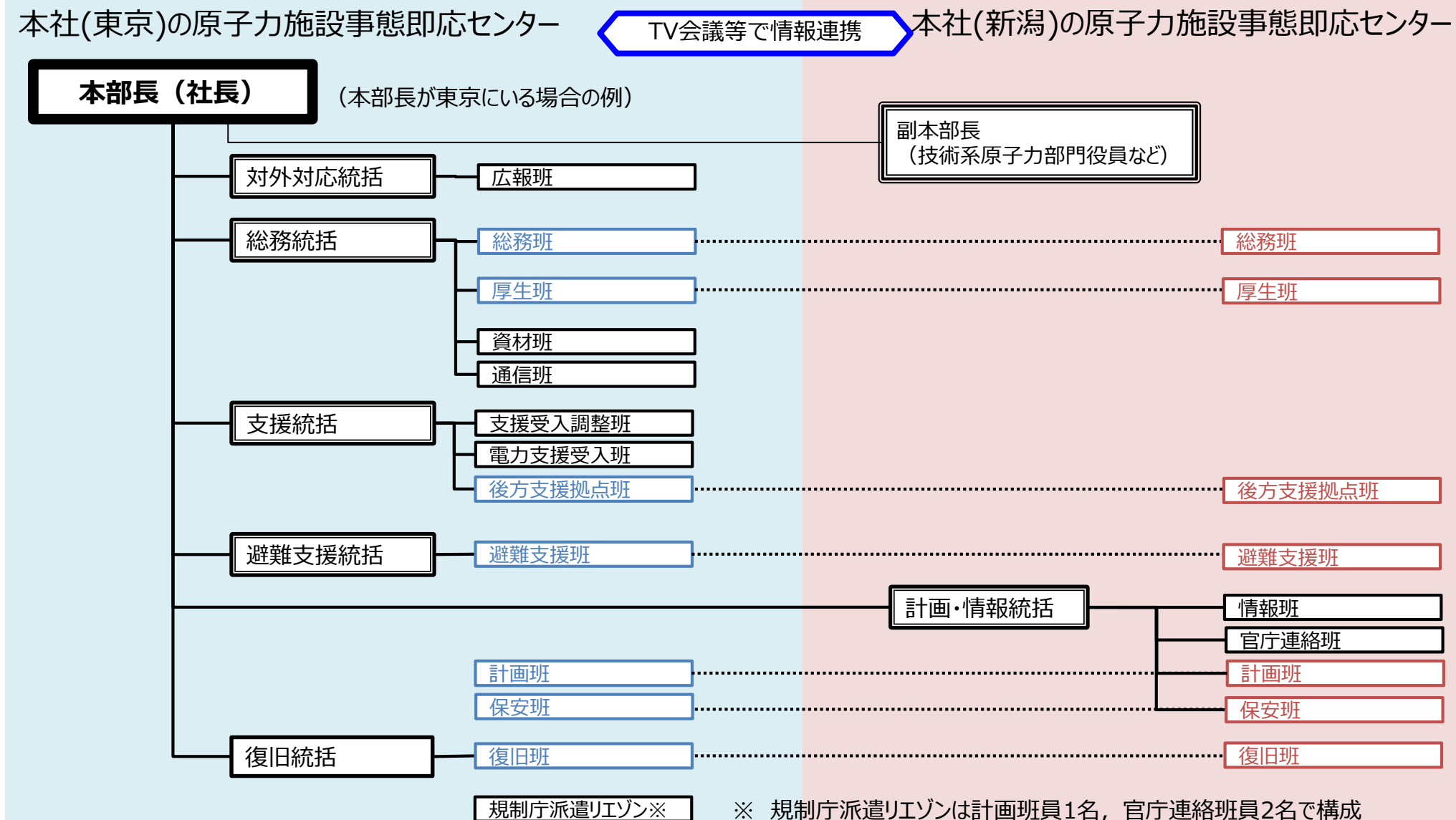


柏崎新本社事務所建物外観(イメージ)



原子力施設事態即応センター(新潟)と発電所との位置関係

- 日常的に発電所の管理・支援を担う情報班や官庁連絡班の防災要員は、新潟で活動する
- 本社(新潟)及び本社(東京)の原子力施設事態即応センター間は、TV会議等で常時情報連携する



● 柏崎刈羽発災時、本社対策本部は「本社(新潟)及び本社(東京)」で 1 つの本部として活動を行う方針。

役職	役割	人数	※1 新潟原子力施設事態即応センターで活動する役割・班を示す ※2 新潟原子力施設事態即応センターにおいても活動する班を示す なお、※1、※2以外は東京原子力施設事態即応センターで活動する役割・班を示す		
本部長	・発電所の重要な決定事項の確認 ・原子力規制委員、緊急事態対策監との間で重要な事項に関する協議意思決定	1名	人数については、2026年5月時点での各班の活動に必要な防災要員数を表すものであり、今後の訓練等により変更となる可能性がある。		
副本部長 ※1	・本部長不在時の代行	1名			
→ 復旧統括	・発電所事故対応作業の支援統括	1名	→ 復旧班 ※2	・発電所の復旧方法の検討・立案、発電所への助言	10名
→ 計画・情報統括 ※1	・プラント情報や放射線に関する情報、事故進展評価等の統括	1名	→ 情報班 ※1	・原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡・事故状況、対応状況の把握 ・本社対策本部内での情報共有・一元管理	13名
			→ 計画班 ※2	・事故状況の把握・進展評価 ・環境への影響評価 ・発電所の復旧計画の策定支援	11名
			→ 保安班 ※2	・放射性物質の放出量評価 ・周辺環境への影響の予測、評価 ・放射線管理用資機材の配備 ・発電所関係者の線量管理等の支援	10名
			→ 官庁連絡班 ※1	・官庁への情報提供と質問対応	17名
→ 対外対応統括	・対外対応活動の統括 ・情報発信に関して社会的感性に基づいた本部長への提言	1名	→ 広報班	・広報活動における全店統一方針と戦略の策定 ・プレス対応(プレス文、QA作成含む) ・公表情報の関係各所への情報発信	27名
→ 総務統括	・対発電所復旧要員が的確に復旧活動を行うための支援を統括	1名	→ 通信班	・社内外関係各所との通信手段の維持・確保	7名
			→ 総務班 ※2	・本社防災要員の非常召集 ・発電所緊急時対策要員の職場環境の整備等 ・人員輸送手段の確保	6名
			→ 厚生班 ※2	・本部における食料・被服の調達及び宿泊関係の手配 ・発電所緊急時対策要員の食料・被服の調達 ・支援、宿泊の手配支援 ・現地医療体制整備支援	4名
			→ 資材班	・発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送	23名
→ 支援統括	・発電所の復旧に向けた支援拠点や支援の受入の統括	1名	→ 後方支援拠点班 ※2	・原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営 ・同拠点における社外関係機関(自衛隊、消防、警察等)との情報連絡	8名
			→ 支援受入調整班	・官庁(自衛隊、消防、警察等)への支援要請、調整の窓口	4名
			→ 電力支援受入班	・事業者間協力協定に基づく他原子力事業者からの支援受入調整 ・原子力緊急事態支援組織からの支援受入調整	6名
→ 避難支援統括	・自治体の防護活動の支援を統括	1名	→ 避難支援班 ※2	・自治体の防護活動の支援 ・自治体・オフサイトセンターからの要望への対応	10名

- 本社原子力部門の人員は、従来から大半の人員について原子力防災組織の要員化をしており、交替も考慮した要員を確保している。
- 本社対策本部の活動拠点の追加への移行にあたり、本社原子力部門の防災要員が本社(新潟)及び本社(東京)に分散配置されるため、以下の防災要員配置の考えを整理、問題がないことを確認している。

a. プラント情報を把握、社内外に情報共有する役割（「計画・情報統括」、「官庁連絡班」及び「情報班」）

平時より当該発電所に係る業務を行っている防災要員での対応とするため、柏崎刈羽が被災した場合は、本社(新潟)の原子力施設事態即応センターで活動する方針とし、防災要員についても本社(新潟)で完結するよう配置する。(本社(東京)の原子力施設事態即応センターで活動する規制庁派遣リエゾンを除く)

b. 専門知識を生かした役割（「保安班」、「計画班」及び「復旧班」）

本社(新潟)及び本社(東京)に配置されている防災要員の連携により対応を行う方針とし、防災要員についても、本社(新潟)及び本社(東京)の原子力施設事態即応センターの2拠点で活動を行うこととする。

なお、防災要員配置は班の役割に応じて、『本社(新潟)で活動する必要がある役割』、『本社(東京)で活動する必要がある役割』及び『活動場所の制約を設ける必要のない役割』の3つに整理する。

専門知識を生かした役割の分類整理の例

分類	役割の例
本社(新潟)で活動する必要がある役割	官庁連絡班への情報共有機能(保安班, 計画班, 復旧班)
本社(東京)で活動する必要がある役割	メーカーや関係省庁対応(保安班), 規制庁派遣リエゾン(計画班)
活動場所の制約を設ける必要のない役割	拡散予測評価(保安班), プラント状況の評価・予測(計画班), 復旧支援内容の検討(復旧班)

c. その他の班

a,b以外の班については本社(東京)の原子力施設事態即応センターでの活動を基本とするが、本社(新潟)の原子力施設事態即応センターでの活動が必要な一部の役割を有する班については本社(新潟)の原子力施設事態即応センターにも防災要員を配置する。

a. プラント情報を把握，社内外に情報共有する役割（「官庁連絡班」及び「情報班」）の要員確保

- 本社(新潟)への本社原子力部門の移転人員を考慮すると，以下のとおり配置された防災要員で対応可能である。

官庁連絡班	・官庁への情報提供と質問対応	15名＋規制庁派遣リエゾン2名
情報班	・原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡・事故状況，対応状況の把握 ・本社対策本部内での情報共有・一元管理	13名

	本社(新潟)で活動が必要な要員数※1	本社(新潟)に配置予定の要員数※2
官庁連絡班	15名※3	約65名
情報班	13名	

※1 必要要員は，2026年5月時点での各班の活動に必要な防災要員数を表すものであり，今後の訓練等により変更となる可能性がある。

※2 本社(新潟)の配置防災要員については，2026年5月時点での計画であり，今後の計画等により変更となる可能性があるが，必要要員に対し十分活動可能な人員を確保する。

※3 官庁連絡班17名のうち本社(東京)の原子力施設事態即応センターで活動するリエゾン2名を除く。

b. 専門知識を生かした役割（「保安班」、「計画班」及び「復旧班」）

- 本社(新潟)への移転人員を考慮すると、それぞれの活動拠点に配置される防災要員は以下のとおりとなる。

保安班	・放射性物質の放出量評価 ・周辺環境への影響の予測、評価 ・放射線管理用資機材の配備 ・発電所関係者の線量管理等の支援	10名
計画班	・事故状況の把握・進展評価 ・環境への影響評価 ・発電所の復旧計画の策定支援	10名＋規制庁派遣リエゾン1名
復旧班	・発電所の復旧方法の検討・立案、発電所への助言	10名

	本社(新潟)で 活動が必要な 要員数※1 ①	本社(新潟)に 配置予定の 要員数※2 ②	本社(東京)で 活動が必要な 要員数※1 ③	本社(東京)に 配置予定の 要員数※2 ④	活動場所に制約の ない必要要員数※1 ⑤	本社(新潟)＋本社(東京) 配置要員予定※2 (②＋④)－(①＋③)×2※3
保安班	2名	約10名	4名	約25名	4名	約20名
計画班	3名	約10名	1名	約30名	7名	約30名
復旧班	2名	約10名	0名	約105名	8名	約110名

※1 必要要員は、2026年5月時点での各班の活動に必要な防災要員数を表すものであり、今後の訓練等により変更となる可能性がある。

※2 配置要員予定人数については、2026年5月時点での計画。今後の計画進捗により変更の可能性はあるが、必要防災要員に対し活動可能な人員を確保する。

※3 本社(新潟)＋本社(東京)の配置予定の防災要員は、全体の要員から新潟のみ、及び東京のみの必要防災要員の2倍(交替を考慮)を減した数としている。

- いずれの班においても、必要防災要員に対して十分に確保されることを確認した。
- これらの班は、班内の情報連携がより重要になるため、複数の情報連絡手段を確保することによりこれまで同様の情報連携が図れるようにする。

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであるが、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

条文（設置許可基準）		項	号	関係性	本申請における設計方針（条文適合性の説明）
第3条	設計基準対象施設の地盤	1	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（耐震重要施設及び兼用キャスクへの要求）。
		3	－	×	
第4条	地震による損傷の防止	1	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	－	○	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（耐震重要施設への要求）。
		3	－	×	
		4	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（炉心内の燃料被覆材への要求）。
		5	－	×	
		6	1	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（兼用キャスクへの要求）。
			2	×	
第5条	津波による損傷の防止	7	－	×	条文の要求対象施設（兼用キャスク）と申請対象施設が合致しない。
		1	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	2	1	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（兼用キャスク及びその周辺施設への要求）。
			2	×	
		1	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（重要安全施設への要求）。
		3	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		4	1	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（兼用キャスクへの要求）。
			2	×	
		5	－	×	
		6	1	×	
			2	×	
第7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	7	－	×	
第8条	火災による損傷の防止	1	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（発電用原子炉を安全に停止させるための設備への要求）。
第9条	溢水による損傷の防止等	1	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	－	○	同上
第10条	誤操作の防止	1	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	－	○	同上
第11条	安全避難通路等	1	1	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			2	○	
			3	○	

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであるが、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

条文（設置許可基準）		項	号	関係性	本申請における設計方針（条文適合性の説明）
第12条	安全施設	1	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない。（安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの）。
		3	－	○	
		4	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		5	－	○	
		6	－	×	条文の要求対象施設（重要安全施設）と申請対象施設が合致しない。
		7	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止への要求）。
第14条	全交流動力電源喪失対策設備	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（電源設備に対する要求）。
第15条	炉心等	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（炉心等への要求）。
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設への要求）。
第17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉冷却材圧力バウンダリへの要求）。
第18条	蒸気タービン	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（蒸気タービンへの要求）。
第19条	非常用炉心冷却設備	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（非常用炉心冷却設備への要求）。
第20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（一次冷却材の減少分を補給する設備への要求）。
第21条	残留熱を除去することができる設備	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（残留熱を除去することができる設備への要求）。
第22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備への要求）。
第23条	計測制御系統施設	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（計測制御系統施設への要求）。
第24条	安全保護回路	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（安全保護回路への要求）。
第25条	反応度制御系統及び原子炉制御系統	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（反応度制御系統及び原子炉停止系統への要求）。
第26条	原子炉制御室等	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉制御室等への要求）。
第27条	放射性廃棄物の処理施設	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（放射性廃棄物の処理施設への要求）
第28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（放射性廃棄物の貯蔵施設への要求）
第29条	工場等周辺における直接線等からの防護	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（工場等周辺における直接線等からの防護に関する要求）
第30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（放射線からの放射線業務従事者の防護に関する要求）
第31条	監視設備	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（監視設備への要求）
第32条	原子炉格納施設	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉格納施設への要求）
第33条	保安電源設備	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（保安電源設備への要求）

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであるが、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

条文（設置許可基準）		項	号	関係性	本申請における設計方針（条文適合性の説明）
第34条	緊急時対策所	1	－	●	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先に本社（新潟）を追加するものであり、緊急時対策所に設置する通信連絡設備と関連性がある。 本条文への設計方針のうち、本申請に係る設計方針について以下のとおり。 テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、本社（新潟）を含む発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる設計とする。 なお、上記以外の設計方針については、既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	－	×	条文の要求対象と申請対象施設が合致しない（緊急時対策所の有毒ガス防護に関する要求）。
第35条	通信連絡設備	1	－	×	本申請は、発電所外への通信連絡設備や発電所外のERSS等へ必要なデータを伝送できる設備の通信先に本社（新潟）を追加する通信連絡設備等の設計方針を変更するものであり、条文の要求対象施設（発電所内の通信連絡設備等）と申請対象施設が合致しない。
		2	－	●	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先に本社（新潟）を追加するものであるため関連性がある。 本条文への設計方針のうち、本申請に係る設計方針について以下のとおり。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社（新潟）、本社（東京）、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。 なお、上記以外の設計方針については、既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
第36条	補助ボイラー	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（補助ボイラーへの要求）。
第37条	重大事故等の拡大の防止等	－	－	×	条文の要求対象と申請対象施設が合致しない（重大事故等の拡大の防止等への要求）。
第38条	重大事故等対処施設の地盤	1	1	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設への要求）。
			2	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			3	○	
		1	－	○	
第39条	地震による損傷の防止	1	1	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設への要求）。
			2	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			3	○	
			4	×	
		2	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
第40条	津波による損傷の防止	－	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
第41条	火災による損傷の防止	－	－	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
第42条	特定重大事故等対処施設	－	－	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（特定重大事故等対処施設への要求）。

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであるが、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

条文（設置許可基準）		項	号	関係性	本申請における設計方針（条文適合性の説明）
第43条	重大事故等対処設備	1	1	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			2	○	
			3	○	
			4	○	
			5	○	
			6	○	
		2	1	○	通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加に伴い回線の必要回線容量が増加するが、既設計の回線容量に包絡されることを確認しており、既許可の設計から変更はない。
			2	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			3	○	設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		3	1	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			2	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（常設設備と接続する設備への要求）。
			3	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（接続口への要求）。
			4	○	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			5	○	
			6	○	
			7	○	
第44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備への要求）。
第45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備への要求）。
第46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備への要求）。
第47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備への要求）。
第48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備への要求）。
第49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉格納容器内の冷却等のための設備への要求）。
第50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備への要求）。
第51条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備への要求）。
第52条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備への要求）。
第53条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備への要求）。
第54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備への要求）。

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであるが、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

条文（設置許可基準）		項	号	関係性	本申請における設計方針（条文適合性の説明）
第55条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）。
第56条	重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備への要求への要求）。
第57条	電源設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（電源設備への要求）。
第58条	計装設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（計装設備への要求）。
第59条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備への要求）。
第60条	監視測定設備	—	—	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（監視測定設備への要求）。
第61条	緊急時対策所	1	1	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるための措置の要求）。
			2	×	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備への要求）。
			3	●	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先に本社（新潟）を追加するものであり、緊急時対策所に設置する通信連絡設備と関連性がある。 本条文への設計方針のうち、本申請に係る設計方針について以下のとおり。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、中央制御室、屋内外の作業場所、本社（新潟）、本社（東京）、国、自治体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。
			2	×	本申請は発電所外部からの支援に係る変更に関するものであり、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備を変更するものでないため、本条文は関係しない。
第62条	通信連絡を行うために必要な設備	—	—	●	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先に本社（新潟）を追加するものであるため関連性がある。 本条文への設計方針のうち、本申請に係る設計方針について以下のとおり。 衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、本社（新潟）を含む発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡ができる設計とする。 緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備は、緊急時対策支援システム（ERSS）等（本社（新潟）含む）に必要なデータを伝送できる設計とする。 衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを、本社（新潟）を含む発電所外の必要場所で共有できる設計とする。 なお、上記以外の設計方針については、既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。

- ・ 本社対策本部の活動拠点の2拠点化及び通信連絡設備の発電所外等への通信先として本社（新潟）を追加することに関して、重大事故等時の技術的能力審査基準への適合状態に対する影響を有無を確認する。
- ・ 本申請に関係がある要求事項を整理した結果は以下のとおり。

- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであるが、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設・体制に関係がないもの

技術的能力審査基準	要求事項	解釈	関係性	適合方針
1.0 共通事項 (1) 重大事故等対処設備に係る要求事項 ①切替えの容易性 ②アクセスルートの確保	－	－	×	要求対象と申請対象が合致しない（本来用途以外の用途として使用する設備の切り替えに関する要求及びアクセスルート確保に関する要求）。
(2) 復旧作業に係る要求事項 ①予備品等の確保 ②保管場所 ③アクセスルートの確保	－	－	×	要求対象と申請対象が合致しない（予備品等の確保、保管場所、アクセスルートの確保に関する要求）。
(3) 支援に係る要求事項	－	－	○	本申請は発電所外の支援組織である本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更するものであるが、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食糧、その他の消耗品及び放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制の整備については変更がなく、本要求事項に関して既許可で適合性が確認されている方針から変更はない。
(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備	1	a)	×	要求事項と申請対象が合致しない（申請対象と直接関係のない手順書の整備に関する要求）
		b)	×	同上
		c)	×	同上
		d)	×	同上
		e)	×	同上
		f)	×	同上
		g)	×	同上

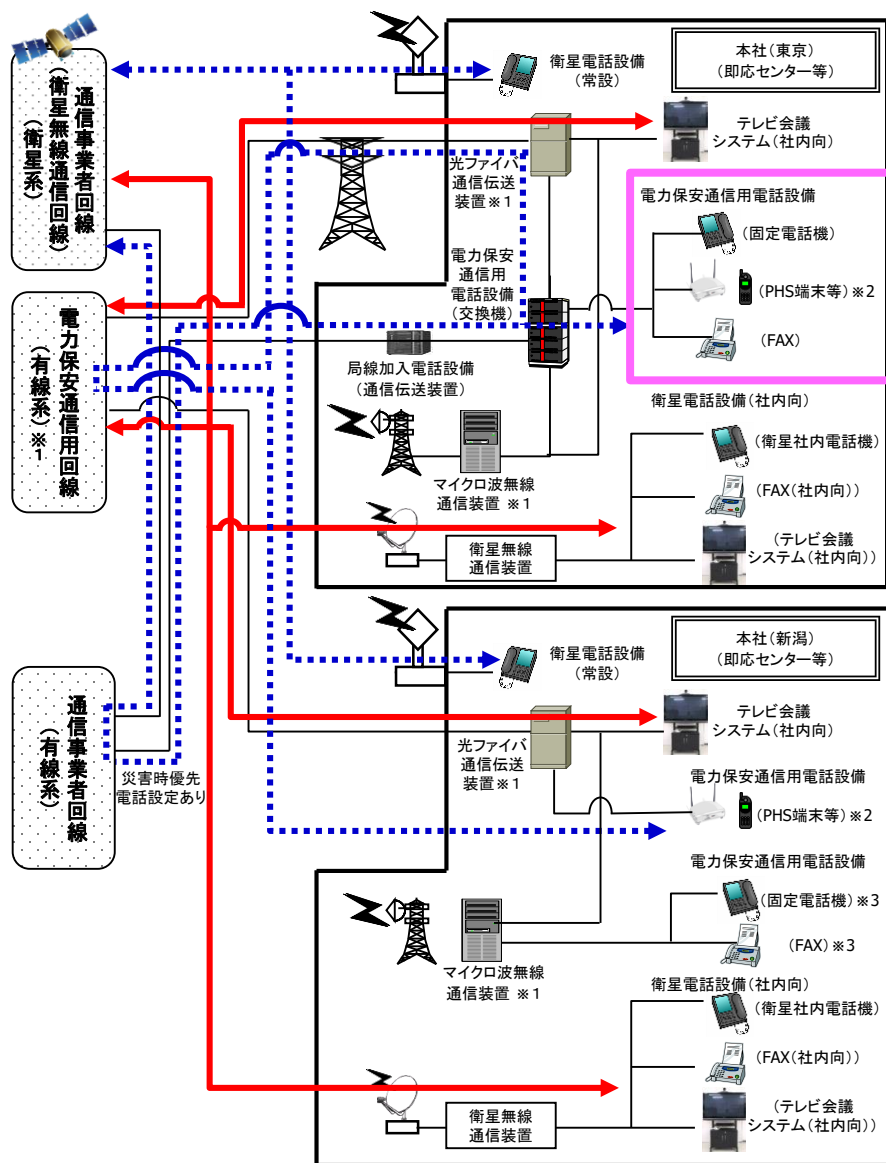
- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであるが、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設・体制に関係がないもの

技術的能力審査基準	要求事項	解釈	関係性	適合方針
(4) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備	2	a)	×	要求事項と申請対象が合致しない（教育及び訓練に関する要求）。
		b)	×	同上
		c)	×	同上
		d)	×	同上
		e)	×	同上
	3	a)	×	要求事項と申請対象が合致しない（発電所における体制の整備に関する要求）。
		b)	×	同上
		c)	×	同上
		d)	×	同上
		e)	×	同上
		f)	×	同上
		g)	×	同上
		h)	×	同上
		i)※	●	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加するため関連性がある。 発電所外の通信先として本社（新潟）を追加した場合においても、支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、適宜、通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する方針である。
		j)※	●	本申請は、発電所外の支援組織である本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更するものであるため関連性がある。 本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更した場合においても、発電所外からの必要な支援体制を構築する方針である。
		k)※	●	本申請は、発電所外の支援組織である本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更するものであるため関連性がある。 本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更した場合においても、中長期的な対応が必要になる場合に備えて、本社対策本部が中心となり、プラントメーカ、協力会社を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する方針である。
		l)	×	要求事項と申請対象が合致しない（発電所における体制の整備に関する要求）。

- ※ 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の【解釈】より抜粋
- i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、適宜工場等の内外の組織へ通報及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方針であること。
- j) 発電用原子炉設置者において、工場等外部からの支援体制を構築する方針であること。
- k) 発電用原子炉設置者において、重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であること。

- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであるが、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設・体制に関係がないもの

技術的能力審査基準	関係性	適合方針
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	×	要求事項と申請対象が合致しない（申請対象に関係のない重大事故等対処施設の手順の整備に関する要求）。
1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	×	同上
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	×	同上
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	×	同上
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	×	同上
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	×	同上
1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	×	同上
1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等	×	同上
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	×	同上
1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	×	同上
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	×	同上
1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	×	同上
1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	×	同上
1.14 電源の確保に関する手順等	×	同上
1.15 事故時の計装に関する手順等	×	同上
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	×	同上
1.17 監視測定等に関する手順等	×	同上
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	●	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加するため、関連性がある。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡の手順等を整備する方針である。
1.19 通信連絡に関する手順等	●	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加するため関連性がある。重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行う手順等を整備する方針である。
2.1 可搬型設備等による対応	●	本申請は、発電所外の支援組織である本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更するものであるため関連性がある。大規模損壊発生時における発電所外部からの支援体制に関して、本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更した場合においても、必要な支援体制を構築する方針である。（技術的能力1.0関連）
2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備	●	本申請は、発電所外の支援組織である本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更するものであるため関連性がある。原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等時における大規模損壊発生時における発電所外部からの支援体制に関して、本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更した場合においても、必要な支援体制を構築する方針である。（技術的能力1.0関連）



- 本社（新潟）に設置する通信連絡設備のうち、「電力保安通信用電話設備」の通信方法について以下のとおり見直しを行う。

【PHS端末等】

本社（東京）では回線交換方式で行っている通信方法を、本社（新潟）ではIP通信化。IP通信化に伴い、本社（東京）に設置されている「電力保安通信用電話設備」及び「局線加入電話設備」は設置せず、「光ファイバ通信伝送装置」を経由して受発信。

【固定電話，FAX】

本社（新潟）では、マイクロ波無線通信に見直すこととし、「マイクロ波無線通信装置」を経由して受発信。

- その他の通信連絡設備については同等設備を設置。